

訪問介護（生活援助中心）を規定回数以上位置付けた場合の取り扱い

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 38 号）」の一部改正に伴い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、平成 30 年 10 月より訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が規定回数を超えた居宅サービス計画を作成した介護支援専門員は、保険者へその居宅サービス計画を届け出ることが必要となりました。

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
規定回数	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、規定回数以上の訪問介護（生活援助中心）を位置付けた居宅サービス計画（軽微な変更は除く）に利用者の同意を得て交付した日の翌月末までに届け出てください。

3 提出書類

- ① 厚生労働大臣が定める回数以上に訪問介護（生活援助中心）を位置付けた居宅サービス計画の届出書
- ② 居宅サービス計画（第 1～7 表）の写し
- ※ 居宅サービス計画書（第 1 表）は、利用者の同意署名等があるもの
- ※ 居宅介護支援経過（第 5 表）は、訪問介護（生活援助中心型）の必要性が記載されているページのみ提出してください。
- ③ アセスメント表の写し
- ④ 訪問介護計画書の写し

4 留意事項

- ・ 居宅サービス計画作成にあたっては、居宅介護支援及び訪問介護に係る基準省令を遵守してください。
- ・ 届出なくサービスを利用した場合、またはサービス利用に妥当性がないと判断された場合は、保険給付の対象とならない場合があります。
- ・ ご提出いただいた居宅サービス計画は、地域ケア会議・ケアプラン点検において検証・助言を行う場合があります。